

地方公営企業等金融機構に係る平成20年度 概算要求概要について

平成19年8月
総務省

地方公営企業等金融機構（管理勘定）

- 平成20年度概算要求概要 4,200億円
・ 債券発行額（政府保証債）

※ 地方公営企業等金融機構はまだ設立されていないため、現時点における管理勘定の収支の仮試算に基づき、管理勘定における借換に必要な政府保証債の所要額として要求したものであり、今後、新機構設立に向けた状況等を踏まえて検討を加え、要求内容の修正を行う。

<参考>

地方公営企業等金融機構法（抄）
（政府保証）

第十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、前条第二項第一号の基本方針に従って機構が発行する機構債券（附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十三条第一項若しくは第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券又は機構が発行した機構債券で、その債務につき政府が保証したものの借換えのために発行する機構債券に限る。）に係る債務（外資受入法第二条第二項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

2・3（略）